

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

胎内市分別収集計画

(第9期)

(令和2年度～令和6年度)

令和元年6月

胎内市 

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

特に、廃棄物処理施設の安定確保は非常に困難なものであり、新発田地域広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）が新発田市内に設置した最終処分場の残余容量のひっ迫を背景に、従来の燃やして埋める処理から、ごみの排出を抑制及びリサイクル可能なものは極力リサイクルする再使用や再生利用を推進し、環境負荷が低減された循環型社会の構築が急務となっている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、環境への負荷の軽減、不法投棄の防止、また最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用及び循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減

3. 計画期間

本計画は令和2年4月から令和6年3月までの5年間の計画期間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色ガラス製容器、茶色ガラス製容器、その他ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,198 t	1,161 t	1,128 t	1,093 t	1,055 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、市及び広域事務組合等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、胎内市住みよい郷土づくり協議会（以下「住み郷」という。）環境部会の協力を仰ぎながら、コミュニティ組織単位で廃棄物減量への住民意識の高揚を図り、リサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

小中学校における副読本や視聴覚教材を活用した学習を推進することはもとより、地域や住み郷の支部単位で、ごみ処理施設の見学会や懇談会を開催し、ごみ排出量の増大に係る問題に対し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・再生資源団体回収支援事業の充実

地域の子供会等の住民団体による集団回収において、奨励金交付事業を実施することにより資源回収の拡充と3Rの推進を図る。

・過剰包装の抑制と販売包装の合理化

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進するとともに、レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買物袋（マイバック）の持参を推奨し、関係事業者等と連携した販売包装の合理化を図る。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な販売等の促進を図る。

・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残容量、処理施設の状況及び再商品化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のよう定める。

また、市民の協力度、市及び広域事務組合が有する処理施設、収集・選別施設の規模・能力等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表記。）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

容器包装の種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	80t		77t		75t		73t		70t	
主としてアルミ製の容器	1t									
無色のガラス製容器	(合計) 83t		(合計) 80t		(合計) 78t		(合計) 76t		(合計) 73t	
	(引渡) t	(独自) 83t	(引渡) t	(独自) 80t	(引渡) t	(独自) 78t	(引渡) t	(独自) 76t	(引渡) t	(独自) 73t
茶色のガラス製容器	(合計) 87t		(合計) 84t		(合計) 82t		(合計) 79t		(合計) 76t	
	(引渡) t	(独自) 87t	(引渡) t	(独自) 84t	(引渡) t	(独自) 82t	(引渡) t	(独自) 79t	(引渡) t	(独自) 76t
その他のガラス製容器	(合計) 29t		(合計) 28t		(合計) 27t		(合計) 26t		(合計) 25t	
	(引渡) t	(独自) 29t	(引渡) t	(独自) 28t	(引渡) t	(独自) 27t	(引渡) t	(独自) 26t	(引渡) t	(独自) 25t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	6t									
主として段ボール製の容器	162t		157t		153t		148t		143t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 10t		(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 8t	
	(引渡) t	(独自) 10t	(引渡) t	(独自) 9t	(引渡) t	(独自) 9t	(引渡) t	(独自) 9t	(引渡) t	(独自) 8t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てるためのもの	(合計) 48t		(合計) 46t		(合計) 45t		(合計) 44t		(合計) 42t	
	(引渡) t	(独自) 48t	(引渡) t	(独自) 46t	(引渡) t	(独自) 45t	(引渡) t	(独自) 44t	(引渡) t	(独自) 42t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 13t		(合計) 13t	
	(引渡) t	(独自) 14t	(引渡) t	(独自) 14t	(引渡) t	(独自) 14t	(引渡) t	(独自) 13t	(引渡) t	(独自) 13t
(うち白色トレイ)	(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 9t		(合計) 9t	
	(引渡) t	(独自) 10t	(引渡) t	(独自) 10t	(引渡) t	(独自) 10t	(引渡) t	(独自) 9t	(引渡) t	(独自) 9t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

【人口変動率】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
28,443人 (対前年度比) 97.47%	27,569人 (対前年度比) 96.93%	26,773人 (対前年度比) 97.11%	25,958人 (対前年度比) 96.96%	25,051人 (対前年度比) 96.51%

※人口変動率は実績人口の推移を基に勘案し設定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとし、プラスチック製容器とともに、スーパーマーケット等の店頭拠点回収についても事業所に協力を求めていくものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶類	市による定期改修及び住民団体による集団回収	委託業者
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	市による定期改修及び住民団体による集団回収	
	茶ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	市による定期改修及び住民団体による集団回収、公共施設拠点回収	
	段ボール	紙類		
	その他紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	
	(白色発泡スチロール食品トレイ)	白色トレイ		
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック類		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物は資源物として委託業者施設で選別・保管し、独自のリサイクルルートを確認している。当面の間は次に掲げる方式で分別収集を行う。

また、効率的かつ効果的な分別収集及び処理の体制が整ったときは随時拡充を図る。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2 t パッカー車	委託業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	4 t ダンプ 2 t 幌車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	収集車	2 t ダンプ	
段ボール	段ボール	縛る	2 t パッカー車	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	収集網	4 t ダンプ 2 t 幌車	
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ			
	プラスチック 製容器包装			

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者等の関係者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、住み郷と連携し、廃棄物減量化に向けた協力・推進体制を確保する。
- ・ 全市民が資源物をリサイクルしやすい環境を作るため、市報やホームページで広報を行う。
- ・ 町内会、老人クラブ、子供会等コミュニティ組織による容器包装廃棄物の団体回収を促進するため、奨励金の交付を行う。
- ・ 毎年度、この計画の記載事項と実績等との比較・分析を行い、その結果をもとに時期計画策定時に評価を実施する。